

草津市食の安全アクションプログラム

～ 5カ年の総括にあたって ～

報 告 書



平成23年3月

草津市食の安全市民委員会

目 次

はじめに	1
1 草津市食の安全アクションプログラム	
の推進結果について	2
(1) 取組みの現状と実績	4
(2) 課題	6
2 今後の食の安全・安心に向けた施策についての方向性	7
3 推進にあたって	8

(資料)

草津市食の安全市民委員会の取組み

草津市食の安全アクションプログラムの概要
(イメージ図、取り組みスケジュール)

草津市食の安全アクションプログラム・各施策の進捗状況

はじめに

草津市食の安全アクションプログラムが策定された当時は、O157感染症やBSE問題、食品表示偽装問題など、食の安全を脅かす事象や事件が社会問題として大きく取り扱われていました。

食の安全性を確保し、このような不安定要素を払拭していくため、国においては食品安全基本法をはじめとする法律が整備され、また滋賀県においても平成15年度に食の安全、安心に関する基本方針を策定し、平成16年3月にアクションプランを策定され、施策を展開されてきました。

このような状況を背景に草津市においても、「食の安全・安心」の確保を市の重要な施策と位置付け、市民に最も身近な行政として、できることを独自に考え、実行に移していきたいとの思いから、草津市食の安全市民委員会が設置されました。

草津市食の安全市民委員会からの施策提言書に基づき、草津市食の安全アクションプログラムが平成18年3月に策定され、市民の食の安全・安心の確保に向けた将来ビジョンである『市民一人ひとりが食の「安全」について正しい知識と高い意識をもち、事業者がそれに応え、「安心」を提供していく地域社会に』の実現に向け5年間の施策展開と事業の実施が行われてきました。

このプログラムを提言し効果的に推進してきた市民委員会として、アクションプログラムの最終年度に当たり、各施策などのこれまでの実績を評価し、今後どのように進めていくべきか、草津市食の安全市民委員会として報告いたします。

草津市長 橋川 渉 様

平成23年 3月29日

草津市食の安全市民委員会
会長 伊吹 美賀子

1 草津市食のアクションプログラムの推進結果について

平成16年に「草津市食の安全市民委員会」によって施策提言がされ、この提言の中で次の3つの「食の安全・安心の確保に向けた草津市の姿勢」が示された。

- 市民と協働のもと、食の安全・安心を確保する取り組みを進める。
- 国や県等の関係機関と連携を図りながら、市が主体的に役割を果たせる分野においては、消費者や事業者と一体となって施策を進める
- 消費者や事業者、行政がそれぞれの責任のもと、自主的な取り組みを進めていく。それには、互いの意識を高め合い、相互の信頼関係を築くことが重要である。

この姿勢に基づき将来ビジョンを示し、市として、様々な施策が5カ年計画で進められてきた。

平成22年度はこの最終年度に当たることから、本報告書はアクションプログラムの各施策の進捗と、市民の食の安全・安心の確保に対するその効果について市民委員会として評価し、市の食の安全・安心施策の今後の方向性を示すことを目的とするものである。

なお、市民委員会としても今後も引き続き草津市の食の安全を推進していきたいと考えるが、市としてもこの評価を十分尊重し、今後の市の食の安全・安心に向けた市政に反映されることを期待する。

◎ 評価の方法

評価の方法としては、将来ビジョンの実現に向けより具体的な展開を図るために施策提言された項目について5カ年の各施策の進捗を踏まえ評価することで、本アクションプログラムを評価することとした。

草津市食の安全アクションプログラムの各施策の平成17年から22年までの5カ年の進捗については、資料として添付した。

■市民の食の安全・安心の確保に向けた将来ビジョン

市民一人ひとりが食の「安全」について正しい知識と高い意識をもち、
事業者がそれに応え、「安心」を提供していく地域社会に

■将来ビジョン実現に向けた施策提言

①消費者、事業者の自主的な取り組みを促す推奨・認定制度の構築

- ・消費者と事業者（生産や販売、飲食、加工等）の食の安全に対する意識を高める「きっかけ」づくりとする。
- ・滋賀県の「環境こだわり農産物」の取り組みの推進とあわせて、地産地消の拡大を食の安全・安心へつなげていく。

②正しい知識と高い意識を育てる「食育」の推進

- ・食が健康や命“いのち”を支え、人生の豊かさに大きな影響を与えるという意識が必要であり、「食育」が大変重要である。

③食に関する情報提供の推進

- ・市民が食の安全・安心について理解し、取り組みや最新の動向を得るためには、情報収集、提供のあり方が重要である。

④食品ウォッチャー制度の構築

- ・食の安全・安心について正しく理解し、意識の高い市民を育てることが重要である。

⑤食の安全に関する危機管理

- ・食にかかわる事故発生防止と、緊急事態発生時の被害の拡大防止や的確な情報伝達に、総力をあげて対応することが重要である。

(1) 取り組みの現状と実績

ア 消費者、事業者の自主的な取り組みを促す推奨・認定制度の構築

- ・消費者と事業者（生産や販売、飲食、加工等）の食の安全に対する意識を高める「きっかけ」づくりとする。
- ・滋賀県の「環境こだわり農産物」の取り組みの推進とあわせて、地産地消の拡大を食の安全・安心へつなげていく。

○取り組み概要

Step 1 市民運動としての取り組み（「食の安全こだわり宣言」の制度化）

- 食の安全に対する意識を高めるきっかけづくりとして、草津独自の「食の安全こだわり宣言」を平成21年7月から推進してきた。2年間で約350名の宣言者がある。
- こだわり宣言を推進するため「シンボルマーク」を作成し、このマークを宣言カードや啓発の象徴として活用している。



Step 2 事業者を推奨・認定する仕組みの構築

- 事業者を推奨・認定する基準や仕組みについては、すでに「S-HACCP」や「環境こだわり農産物」の取り組みにより、滋賀県およびJAで取り組みが進められており、市は関係課において県の認証制度を紹介するなど啓発を行っている。
- 事業者・生産者で「食の安全こだわり宣言」の宣言者は、約50件である。

イ 正しい知識と高い意識を育てる「食育」の推進

食が健康や命“いのち”を支え、人生の豊かさに大きな影響を与えるという意識が必要であり、「食育」が大変重要である。

○取り組み概要

- 食育の推進については、平成21年3月に「草津市食育推進計画」を策定し、地元産食材を使った給食の充実（地場産物の使用割合は、18年度17.1%から22年度32.1%に上昇）や食に関する生涯学習活動の促進など推進している。
- 公民館活動や、地域協働合校、農業振興対策事業などにより食に関する体験学習や、農業体験活動や郷土料理教室の開催などのイベントを実施している。
- 様々な講座やイベントで、市民に栄養や食生活、食品表示等に関する正しい知識の普及を進めている。
- 食に関する意識付けの日として、毎月19日を「くさつ食の日」に設定した。

ウ 食に関する情報提供の推進

市民が食の安全・安心について理解し、取り組みや最新の動向を得るためには、情報収集、提供のあり方が重要である。

○取り組み概要

- 市のホームページに平成20年から食の安全安心の情報提供のコーナーを立ち上げ啓発している。ホームページの内容は、こだわり宣言事業者の紹介やこだわり宣言の募集である。
- 食の安全リーフレットを年1回市が発行している。食品表示内容の啓発や、こだわり宣言事業者の紹介と募集について掲載している。
- 市民からの安全・安心に関する情報については、その情報の内容の確認や、判断については検討が必要なことから、事業者のこだわり宣言の内容を提供するにとどまっている。
- 県の取り組み状況の情報提供については、県の「こだわり農産物」の認証制度の紹介パンフレットの設置や配布により情報を提供している。
- トレーサビリティシステムの利用方法や導入事業者の情報提供については、出前講座などの食に関する研修会で情報提供している。

エ 食品ウォッチャー制度の構築

食の安全・安心について正しく理解し、意識の高い市民を育てることが重要である。

○取り組み概要

- 食品ウォッチャーの制度については、平成17年から実施し、毎年20名の方がたに調査をしていただいた。
- 食品ウォッチャーにモニタリングしていただいた結果、市内の食品表示は99%が適正であることが確認できた。
- 食品ウォッチャーには、草津市の地産や、食品の流通の実態に関心を持っていただく必要があることから、市内で販売されている食品の生産・加工・流通の実態研修などを実施してきた。
- 不適正表示には国、県の制度で法的規制があることから、国・県の通報制度を広く市民の方がたにホームページで紹介している。

オ 食の安全に関する危機管理

食にかかわる事故発生防止と、緊急事態発生時の被害の拡大防止や的確な情報伝達に、総力をあげて対応することが重要である。

○取り組み概要

- 鳥インフルエンザや鯉ヘルペスなどの対応マニュアルは、策定されているが、個別事案のマニュアルである。
- 食中毒等注意報が発令された場合については、保健所、健康増進課を通じて市役所および市民センター等市の施設に発令状況を掲示し、また、「草津市メール配信サービス」を通じていち早く市民に情報を提供している。
- 食に係わる事故防止については、保健所が事業所を指導しており、また「災害発生時の被害拡大の防止や情報提供」については市の「地域防災計画」で対応している。

(2) 課題

啓発について

○食の安全アクションプログラムは平成18年に策定したが、この5年間で、啓発できた市民の数は、出前講座などの講座を受けた市民数が約1500人、他にイベントや公開講座などで多くの市民の方々に啓発できたと考えている。

○「食の安全こだわり宣言」を制度化したが、この「こだわり宣言」は、草津市独自の安全・安心の取り組みであり、現在のところ350人が宣言しているもの、宣言者から、この制度をもっと広めることが必要との声があり、市民運動にまで至っていない。

しかしながら、食の安全安心を進めるについては、この「こだわり宣言」はわかりやすく、かつ取り組みやすい制度であることから、草津市の独自プログラムとして広くかつ強固に推進していくことが重要である。また、宣言された方へのインセンティブを検討する必要がある。

○食品ウォッチャーについては、活動当初では産地表示がされていないものも多かったが、取り組みの結果、今日では99%の適正表示になってきた。

市民総ウォッチャーの仕組みづくりと食の安全についてのさまざまな情報の収集と提供について、市民委員会が中心となってその仕組みづくりを考え、実現に向け取り組む必要がある。

連携について

○食の安全アクションプログラムの推進に当たっては、各施策を基に進めてきたが「食育推進計画」や「環境こだわり農産物」など新たな計画や制度に基づく事業が実施されてきた。また、「滋賀県食の安全・安心推進条例」が平成21年12月から施行されたこともあり、今後もこれら条例や計画等と連携して、「食の安全こだわり宣言」を進めることが重要である。

具体的には、毎月19日が「食育の日」「くさつ食の日」であることから、これらと連携し、「環境こだわり農産物」などの販売店や取り扱い店を紹介するなどの情報提供を進めていくことが重要であると考えらる。

情報提供について

○食の安全についての情報提供は、ホームページやリーフレット、「えふえむ草津」やテレビの活用など様々な媒体の展開が必要である。また、食に係る**市民グループ**などの育成や高齢者はじめ各年齢層に合わせた出前講座の開催などが必要である。

2 今後の市の食の安全・安心に向けた施策についての方向性

取り組みの現状と実績や課題、市の施策であるアクションプログラムの進捗をもとに、今後の施策についての方向性について提案する。

「命」に係わる問題としての消費者意識、生産者や販売者の意識の醸成が食の安全・安心を進める上にあつて重要であることは言うまでもない。

草津市にあつては、この意識の醸成を図るべく、独自の「食の安全こだわり宣言」事業を立ち上げ、今日まで進めてきた。この「こだわり宣言」は、将来ビジョンを実現するための5つの施策提言である、①消費者、事業者の自主的な取り組みを促す推奨・認定制度の構築、②正しい知識と高い意識を育てる「食育」の推進、③食に関する情報提供の推進、④食品ウォッチャー制度の構築、⑤食の安全に関する危機管理のすべてに通ずる施策であると評価できるものである。

また、市民一人ひとり、事業者、それぞれが自らできること、そしてその内容を広く市民の方々に情報提供でき、それが市民の安心安全につながっていることを考えると、草津市ならではの、また、草津市らしい事業であると考ええる。

現在の宣言者数は、約350人であり、今後この事業が市全体に広がり、市民、事業者、そして行政がこれを支援していくことにより、将来ビジョンである『市民一人ひとりが食の「安全」について正しい知識と高い意識を持ち、事業者がそれに応え「安心」を提供していく地域社会に』が実現できるものであると考える。

そこで、今後の市の食の安全・安心に向けた施策についての方向性については『食の安全こだわり宣言』事業を中心として、関係各事業と連携しながら進めていくことを提案するものである。

☆食の安全こだわり宣言事業について

推進の柱

① 草津市らしい「食の安全こだわり宣言」の推進

- ・ 宣言した事業者のわかりやすい表示
- ・ 食育と連携したこども版「食のこだわり宣言」の実施
- ・ 品質表示や産地表示の必須項目化
- ・ 「食の安全こだわり宣言」の市民運動としての展開

② 「草津市食育推進計画」ならびに「滋賀県食の安全・安心推進条例」および滋賀県の推奨する「環境こだわり農産物」などの事業との連携

- ・ こだわり宣言に食育推進計画の項目の取り入れ。
- ・ 県と連携した情報の提供や啓発などの施策の推進
- ・ 環境こだわり農産物生産者であれば、こだわり宣言者としての認定

③ こだわり宣言者の内容の情報提供

- ・ こだわり宣言者の取り組み事例の情報提供
- ・ 宣言の動機づけとなるメリットなどの検討
- ・ 各種マスメディアなどの各種媒体との協働による広報の充実

3 推進にあたって

(1) 推進母体について

この「食の安全こだわり宣言」は、各種団体や事業者、学校、消費者などを中心に推進を図り、啓発していくことが必要である。そのためには、食に関する各市民団体、農協、漁業関係者、事業者など多方面の方々に参加していただくことが重要である。今日まで食の安全・安心について様々な提言や、実際に推進してきた「食の安全市民委員会」は、その構成員が充実していること、また食の安全・安心を進める方法など熟知していることから、母体となって進めていくことが適していると考えられる。

また、市民委員会としても今後もこの委員会をより充実させ、広く「食の安全こだわり宣言」をより強く推進していきたく考えている。

(2) 評価と公表

今後「食の安全こだわり宣言」を推進していくためには、定期的な評価と公表が重要である。

そのため目標を定め、定期的に、「食の安全市民委員会」で推進の成果について評価し、その結果を、広く市民に公表していくことが必要と考える。

資料編

草津市食の安全市民委員会の取り組み

平成16年度

◎草津市の食の安全や食生活に係わる独自の特色ある施策を、消費者、生産者をはじめ様々な立場の方々とともに検討していくために『草津市食の安全市民委員会』を設置。

○委員会構成

委員長…立命館大学理工学部教授・建山和由さん

市消費生活学習グループ、市野菜出荷連絡協議会、市食品衛生協会、市自治連合会、

J A、市水産振興協議会、商工会議所、市健康推進員、県南部振興局の各代表と、

一般公募者8人の計18人

○委員会経過

「食の安全・安心確保に向けた施策提言」を市長に提出(H17.3.31)

～将来ビジョン実現に向けた施策提言～

①消費者、事業者の自主的な取り組みを促す推奨・認定制度の構築

②正しい知識と高い意識を育てる「食育」の推進

③食に関する情報提供の推進

④食品ウォッチャー制度の構築

⑤食の安全に関する危機管理

平成17年度

◎H16年度にいただいた提言に基づき、具体的な行動計画を策定するため『草津市食の安全アクションプログラム策定委員会』を設置。

○委員会構成

委員長…立命館大学理工学部教授・建山和由さん

委員長代理…草津商工会議所・石田隆司さん

市食品衛生協会、J A、市健康推進員、県南部振興局の各代表と、一般公募者4人の計10人

○委員会経過

アクションプログラムを市長に提出(H18.2.6)

★★ 基本的な考え方 ★★

①消費者、事業者が主体となった活動を重視した施策の推進

②食の「安全」や「こだわり」の考え方に関する継続的な議論

③市民の前向きな活動・気運を盛り上げていく取り組みを重視

★★ 具体的な取り組み内容 ★★

・市民意識調査の実施

・市民委員会の立ち上げ

・市民運動としての『(仮称)食の安全こだわり宣言』の制度化

・『(仮称)草津市食の日』の設定

・事業者を推奨・認定する仕組みの構築

・正しい知識と高い意識で育てる「食育」の推進

・食に関する情報提供の推進

- ・食品ウォッチャー制度の構築
- ・危機管理マニュアルの充実、緊急連絡体制の拡充

平成18年度

◎食の安全プログラムに基づき 草津市食の安全市民意識調査を実施

- ・関係課会議を開催し、市民意識調査の内容の検討および実施

◎食品ウォッチャー 4回の学習会と視察研修

- ・食品表示等についての学習会と、8月から食品表示モニタリング実施

平成19年度

◎草津市食の安全市民委員会の再構築

- ・市民運動としての「(仮称) 食の安全こだわり宣言」の具現化に向けた協議
- ・中国冷凍ギョウザについて、草津保健所から説明を受け、意見交換

◎食品ウォッチャー 4回の学習会と視察研修

- ・食品表示等についての学習会および食品表示モニタリングを8月から実施

平成20年度

◎草津市食の安全市民委員会

- ・ビデオ鑑賞による学習と協議 「緑提灯」
- ・「食の安全こだわり宣言」について生産者、加工業者、販売業者、消費者の各分野に分かれ、それぞれで検討
- ・「食の安全こだわり宣言」の基本的な考え方および取り組み方針の決定
- ・シンボルマークの決定
「食の安全こだわり宣言」シンボルマークについて
(募 集) 平成20年12月1日～平成21年1月16日
(応募状況) 全国から34点の応募

◎食品ウォッチャー 4回の学習会と視察研修

- ・食品表示等についての学習会と、8月から食品表示モニタリング実施

平成21年度

平成21年度は、「草津市食の安全アクションプログラム」に基づき、平成20年度に制度化した「草津市食の安全こだわり宣言」の啓発と「こだわり宣言」を進めていくため、食の安全市民委員会委員ならびに食品ウォッチャーにおいて実施。

◎食の安全市民委員会

- ・食の安全こだわり宣言について
- ・草津市食育推進計画について
- ・食品ウォッチャー、健康推進員との合同学習会

◎食品ウォッチャー

- ・食品表示等についての学習会と、8月から食品表示モニタリング実施

平成22年度

平成22年度は、「草津市食の安全アクションプログラム」に基づき、平成20年度に制度化した「草津市食の安全こだわり宣言」の啓発と募集を進めていく。

また、食の安全アクションプログラムが最終年（5年目）を迎えることもふまえ、今後に向けて検証していく。

◎食の安全市民委員会

- ・食の安全こだわり宣言について
- ・草津市食育推進計画について
- ・草津市山田漁業協同組合を訪ねて 【「びわ湖の魚を知ろう」生産者、消費者交流会】の開催
- ・食の安全アクションプログラムの検証について
- ・今後の展開について
- ・草津市食の安全・食育推進講演会の開催
- ・「草津市食の安全アクションプログラム ～5カ年の総括にあたって～ 報告書」市長に提出

◎食品ウォッチャー

《研修会》

- ・食品ウォッチャー 今年度の取り組み ・食品表示について
- ・草津市山田漁業協同組合を訪ねて【「びわ湖の魚を知ろう」生産者、消費者交流会】の開催
- ・食の安全市民委員会・食品ウォッチャー・健康推進員との合同学習会
草津市食の安全・食育推進講演会へ参加

《活動内容》

- ・食品のモニタリング（8月～3月）
- ・普段の買い物の中で、購入した食品について、出来る範囲で調査をする。
- ・買い物中に気づいた点があれば、報告をする。